

竹富町猫飼養条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町猫飼養条例（令和2年竹富町条例第27号。以下、「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 条例第7条第1項の規定による飼い猫の登録の申請は、竹富町猫飼養登録申請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。

(登録証及び飼養表示票)

第3条 条例第7条第2項の飼養登録証（以下、「登録証」という。）は、第2号様式のとおりとする。

2 条例第7条第2項の飼養表示票（以下、「表示票」という。）は、第5号様式のとおりとする。

(登録証等の再交付)

第4条 飼い主は、登録証又は表示票を紛失又は損傷したときは、再交付申請書（第3号様式）により、町長に再交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、飼い主に登録証又は表示票を再交付しなければならない。

(登録料の免除)

第5条 条例第8条による登録料を免除することができるのは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人で、動物愛護、自然保護、試験又は研究を目的とするものが設置し、又は管理する施設において当該目的のために猫を飼養するとき
- (2) 西表島以外に住所を有する飼い主で、既に旧条例において登録を済ま

せているが未だマイクロチップを装着させていない者が改正条例に基づいてマイクロチップを装着し再登録するとき

(3) その他、町長が必要と認めたもの

(登録の変更及び抹消)

第6条 条例第9条第1項の規定による登録の変更及び抹消の届出は、竹富町猫飼養登録の変更・抹消申請書（第1号様式その3）により行うものとし、登録変更事由は次に掲げるものとする。

(1) 飼い猫の譲渡

(2) 転出届をしたとき

(3) その他、町長が必要と認めた事由

2 飼い主は、前項の届出の際に、町長に登録証及び表示票を返納しなければならない。

(マイクロチップの規格)

第7条 条例第10条第1項のマイクロチップは、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものでなければならない。

(所有明示)

第8条 条例第10条第3項の飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置としては、次に掲げるもののいずれかとする。

(1) 首輪

(2) 胴輪

(3) アクセサリー

(4) その他の物品で獣医師が推奨または容認したもの

(猫の保護収容に係る公示)

第9条 町長は、条例第20条第1項の規定により飼い主の判明しない猫を保護収容したときは、当該猫の特徴、保護収容した日時、場所その他必要な事項を7日間公示するものとする。

(猫の譲渡)

第10条 条例第20条第3項の規定により猫の譲渡を受けようとする個人又は団体は、町長に譲受誓約書〔第4号様式及び第4号様式（その2）〕を提出しなければならない。

第11条 条例第21条に規定する西表島に近接する島とは、別表の通りとする。
（特定感染症に係る検査）

第12条 条例第21条第1項及び第22条第1項の特定感染症は、次に掲げるものとする。

- (1) 猫免疫不全ウイルス感染症
- (2) 猫白血病ウイルス感染症

2 条例第21条第1項及び第22条第1項の検査証明書は、発行された日の翌日から起算して30日までを有効とする。

（予防接種）

第13条 条例第24条の規則で定める感染症は、次に掲げるものとする。

- (1) 猫白血病ウイルス感染症
- (2) 猫ウイルス性鼻気管炎
- (3) 猫カリシウイルス感染症
- (4) 猫汎白血球減少症

2 飼い主は、前項に定める感染症の予防接種を受けさせなければならない。

3 飼い主は、前項に定める感染症の予防接種の時期を、獣医師の指示に従って守るように努めるものとする。

4 条例第24条の予防接種証明書は、発行された日の翌日から起算して1年までを有効とする。

（多頭飼養に係る許可の申請）

第14条 条例第27条第2項の規定による多頭飼養に係る許可の申請は、竹富町猫飼養申請書〔第1号様式及び第1号様式（その2）〕を提出して行うものとする。

2 町長は、前項の申請に対しては、第三者委員会の意見を聴きながら、当該

申請者の飼育に係る資力、能力、環境等を厳正に審査する。

3 町長は、申請者に対して聴聞をすることができる。申請者は、町長からの聴聞に誠実に応対しなければならない。

4 町長は、申請者が猫を多頭飼養することに対して許可する場合には、その許可理由とともに原簿に登録し、飼い主に登録証及び表示票を交付しなければならない。

(譲渡のあっせんの申込み)

第15条 条例第28条第1項の規定による譲渡のあっせんの申込みは、竹富町猫飼養申請書(第1号様式その3)を提出し、竹富町猫飼養証明書(第2号様式)を返納して行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

(1)由布島

(2)青離島

(3)内離島

(4)外離島

第1号様式竹富町猫飼養登録申請書

第1号様式その2竹富町猫飼養登録申請書(2頭以上の場合)

第1号様式その3竹富町猫飼養登録の変更・抹消申請書

第2号様式竹富町猫飼養登録証

第3号様式再交付申請書

第4号様式譲受誓約書

第4号様式その2譲受誓約書(団体)

第5号様式竹富町猫飼養表示票

